

京整商自動車保険募集スキーム（案）について

平素は商工組合の事業運営にご理解ご協力いただき誠に有難うございます。
商工組合は自動車保険を取り扱いきない組合員様への支援として、自動車保険募集
取り扱いについて検討しております。

現在検討段階中ですが、『京整商自動車保険募集スキーム（案）』についてご案内
致します。

組合員の皆様に募集関連行為者として商工組合と提携し、お客様へ商工組合を紹介
する制度です。契約手続きの募集に関しては、商工組合と提携する保険専門代理店が
行います。

また、募集関連行為者としての業務提携については要件がありますので、詳細が
決まりましたらご案内いたします。

【資料①】『京整商自動車保険募集スキームの概要（案）』

【問合せ先】

担当 総務部 龍元 山内
TEL 075-681-9757
FAX 075-681-9510

4月より実施予定です



京整商自動車保険募集スキームの概要(案)

(1) 募集関連行為

『募集関連行為』とは、契約見込み客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集プロセスのうち、下記「①保険募集に該当する行為」に該当しない行為が該当します。

① 保険募集に該当する行為

次の行為は、保険募集に該当すると考えられます。

1. 保険契約の締結の勧誘
2. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
3. 保険契約の申込の受領(手続き)
4. その他の保険契約の締結の代理または媒介

(注意) 保険募集を行える者は、財務局に募集人届出が受理された職員です。

■ 適正なトーク例

- ・自動車保険には入られていますか。ご加入されていらっしゃらないのであれば、当店と提携している代理店を紹介させていただきます。いかがですか

■ 不適正なトーク例

- ・自動車保険にはご加入されていますか。当店では、提携している代理店での加入をお奨めしています。納車次第、自動車保険の見積もりを案内させますがいかがですか。

(2) 募集関連行為従事者の要件

次の4項目すべて充当することを要件とします。

- ① 「申告書」の回答がすべて「該当しない」であること
- ② 禁止事項を理解し、行わないことを誓約すること
- ③ 提携前研修を受講していること
- ④ 毎年実施する提携研修を受講すること

(3) 自動車保険募集の流れ

